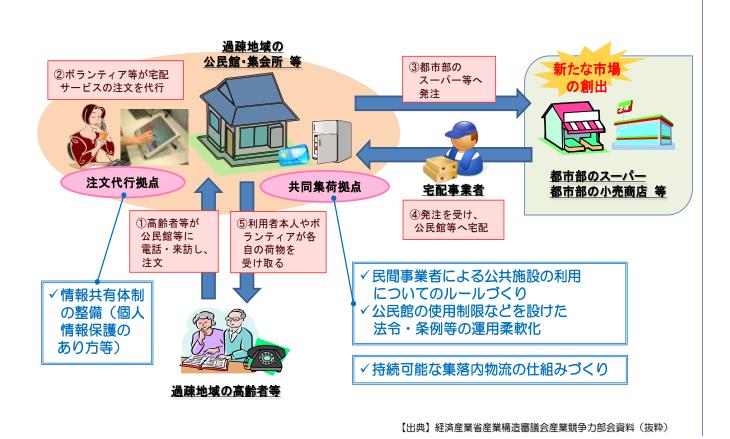
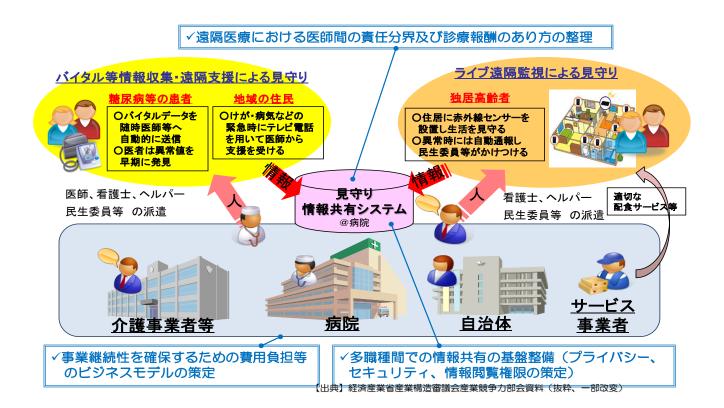
(過疎地域における買い物等支援サービス)



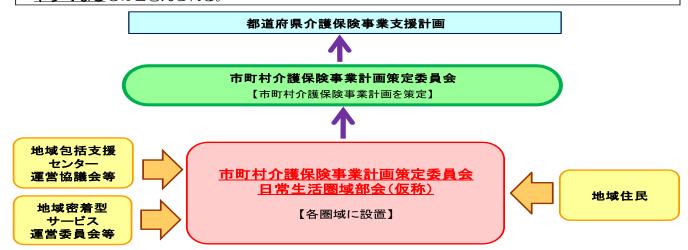
(中山間地域等における生活の見守りサービスの創出)



7. 計画の策定体制の例について

第5期介護保険事業計画策定体制の例

- 日常**生活圏域ごとのサービス整備を促進していくための手段**として、市町村介護保険事業計画の策定に当たって、日常**生活圏域ごとに「日常生活圏域部会(仮称)」を設置**し、日常生活圏域ニー**ズ調査や給付分析等を通じて把握した地域の諸課題を踏まえて、サービスの整備方針を検討**していくことが考えられる。
- この「日常生活圏域部会(仮称)」に、既存の地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会等の地域団体や地域住民が参加することにより、ニーズに即したサービス整備が図りやすくなるものと考えられる。



8. 第5期の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 の基本的な考え方について

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方(案)

- I.介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)ついて
- 各自治体の「第5期介護保険事業計画」(平成24~26年度)作成のための基本的な指針を示すもの。 ※ 今回の一部改正は、現行の「第4期介護保険事業計画」(平成21~23年度)作成のための基本指針の一部改正。
- 〇基本的な考え方は以下のとおりである。

【基本的事項】

- ■基本的理念
 - ・地域包括ケアの一層の推進
- ■要介護者等の実態の把握
 - ■日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施
- ■今後地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項に追加(任意)
 - ①認知症支援策の充実
 - ②在宅医療の推進
 - ③高齢者に相応しい住まいの計画的な整備
 - ④生活支援サービス(介護保険外サービス)

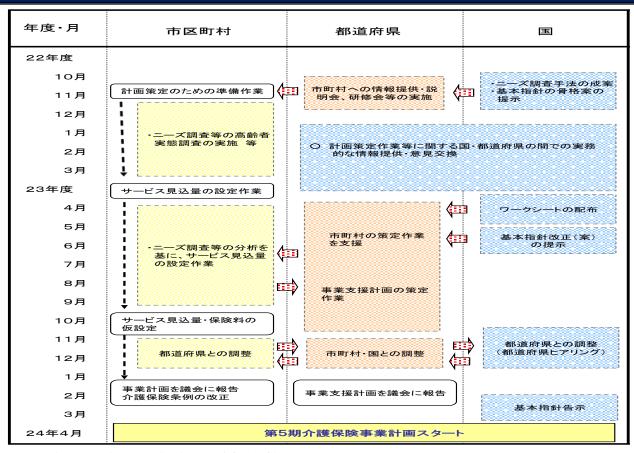
(参考)

・37%参酌標準の撤廃 → 平成22年10月7日改正済

9. 第5期介護保険事業(支援)計画の策定に向けた主なスケジュール(予定)

現時点における第5期介護保険事業(支援)計画の策定に向けた主な予定は、地方自治体の 事務実施に支障を生じないこと等に留意のうえ、次のようなスケジュールを考えてい4る。

第5期介護保険事業計画の策定スケジュール (イメージ)



(注) あくまで現時点での予定であり、今後変更等があり得る。

Ⅱ その他

1. 介護療養型医療施設について

- 〇 療養病床再編成の今後の方針を決定するため、患者の状態像や現場の意向等、実態を把握することが必要であると判断し、平成22年1月から平成22年7月にかけて、
 - (1)介護療養病床から他の施設等への転換実績・転換予定
 - (2)介護療養病床に入院している患者の状態像等について調査を実施したところ。
- (1)については、介護療養病床からの今後の転換意向は、「未定」が約60%、「医療療養病床に転換」が約20%、「介護老人保健施設へ転換」が約10%であった。
- 〇 (2)については、介護療養病床の患者は、医療療養病床の患者よりも高度な医療を必要としない「医療区分1」の占める割合が高く、高度な医療を必要とする「医療区分2」及び「医療区分3」の割合が低く、介護療養病床と医療療養病床の機能分担が進んでいることがわかった。
- これらの調査結果を踏まえ、現在、介護保険部会において今後の方針を検討しているところであり、方針が決定され次第、速やかに第5期中におけるサービスの量を見込むに当たっての基本的考え方を示す予定である。

